

# いわゆる「密約」問題に関する調査報告書

平成 22 年 3 月 5 日

外務省調査チーム

## はじめに

いわゆる「密約」問題に関する調査については、平成 21 年 9 月 16 日付けの岡田外務大臣の命令を受け、同月 25 日、藪中事務次官の下に北野大臣官房審議官をヘッドとする約 15 人のチームを立ち上げ、外務省に存在する関係ファイルの調査の作業を開始した。

本件報告書は、この調査の結果、調査チームとして把握するに至った事実関係につき報告するものである。なお、調査チームとしては、本件報告書を作成するに際し、いわゆる「密約」問題に関連すると判断された情報の内容を客観的に記述することとし、根拠が十分ではない推論を行うことは控えた。

(注：この調査報告書は、上記の調査結果の報告として平成 21 年 11 月 20 日に岡田外務大臣に提出したものを基本としているが、その後、沖縄返還時の有事の際の核持込みに関する文書が佐藤栄作元総理宅に保管されていたことが報じられたところ、これを踏まえて追記を行うとともに、用語の統一等の修辭上の修正を行ったものである。)

## 1. 調査の状況

### (1) 対象としたファイルの範囲及び数

本件調査の開始時点においては、外務本省に存在する日米安保関係のファイル 2694 冊、沖縄返還関係のファイル 571 冊、在米大使館に存在する約 400 冊のファイルを調査の対象とすることでスタートしたが、調査の包括性及び正確性を確保する観点から、日米安保及び沖縄返還問題の担当課室以外の課室からも、いわゆる「密約」に関連する可能性のあるファイルを受領し、これらを調査対象ファイルに加えた。また、関連幹部が保管するファイルのうち、関連があり得るとと思われるものを調査対象に加えた。

これらの結果、外務本省の関連部局から受領したファイルの総数は 3957 冊となり、在米大使館のファイル 466 冊と合わせ、調査対象のファイルの総数は 4423 冊となった。

(注：調査対象文書は、整理されたファイルとして保管されているものだけでなく、バインダーに挟まれているもの、単なる文書の束等様々な形態のものがあったが、ファイル冊数の計算においては、便宜上、形態のいかに関わらず一定のまとまりをもつ文書群を 1 冊のファイルとして扱った。)

### (2) 調査における検討

調査チームにおいては、外務本省の関連部局から受領したファイルについて、スクリーニング・精査の作業を行い、これらのファイルの中から大臣命令にある 4 つの「密約」の存否・内容を明らかにする文書として 35 点の文書を報告対象文書として特定した（リスト別添）。

これらの検討から判明した事実関係は、下記 2. のとおりである。また、これら上記の報告対象文書については、本件報告書と共に公表される。

なお、在米大使館において行ったスクリーニング・精査の作業について調査チームによる外務本省での作業と突き合わせを行ったが、報告対象文書として付け加えるべき文書は特になかった。

## 2. 調査の結果これまでに判明した事実関係

### (1) 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」

この「密約」問題は、安保条約改定交渉において「討議の記録」という非公表の文書が作成され(藤山外務大臣及びマッカーサー駐日米大使が1960年1月6日、当該文書にイニシャルしたとの指摘がなされている)、これが核搭載艦船の領海通過、寄港について事前協議の対象から除外する日米間の秘密の了解となっていたのではないかというものである。

調査の結果、判明した事実関係の概要及び報告対象文書は次のとおりである。

#### <事実関係の概要>

- 本件に関しては、藤山外務大臣とマッカーサー駐日米大使との間で作成された「討議の記録」の写しと思われる文書二件(英文のみ)が発見された(P3(イ)参照)。
- 上記の「討議の記録」によって、核搭載艦船の領海通過、寄港を事前協議の対象から除外するとの日米間の認識の一致があったかどうかについては、それを否定する多くの文書が見つかった。現実にはむしろ、この点について日米間で認識の不一致があったということと思われる。

#### <報告対象文書>

- 昭和33年7月2日付け「米軍の配備及び使用に関する日本側書簡案」(条約局作成)(以下「文書1-1」)
- 昭和35年6月付け東郷安全保障課長作成の調書:「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」(以下「文書1-2」)
- 昭和38年4月13日付け安全保障課作成の回覧文書:「核兵器の持ち込みに関する事前協議の件」(以下「文書1-3」)
  - 同年4月3日に行われた(ママ)大平外務大臣とライシャワー駐日米大使との会食の後、核兵器の持ち込みの問題について検討した文書。
  - 「討議の記録」の写しと思われる文書が添付されている。
- (昭和39年作成と思われる)安全保障課作成の回覧文書:「条約第6条の実施に関する交換公文作成の経緯」(以下「文書1-4」)
- 昭和43年1月27日付け東郷北米局長作成のメモ:「装備の重要な変更に関する事前協議の件」(以下「文書1-5」)
  - 同年1月26日、小笠原訪問の機上、ジョンソン駐日米大使より牛場外務事務次官及び東郷アメリカ局長に対し、「持ち込み」に関する米側理解について説明。本文書は、その際の米側説明、日本側の理解・対応策を記したものの。
  - 「討議の記録」の写しと思われる文書が添付されている。

- 昭和 44 年 8 月 15 日付け東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録（以下「文書 1-6」）
- 昭和 44 年 8 月 18 日付け東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録（以下「文書 1-7」）
- 昭和 44 年 11 月 4 日付け東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録（以下「文書 1-8」）
- 昭和 49 年 10 月 30 日付け在英大使発大臣あて電報（以下「文書 1-9」）
- 昭和 49 年 11 月 9 日付け在米大使発大臣あて電報（同年 11 月 8 日に行われた安川駐米大使とハビブ米國務次官補との懇談の記録電報。以下「文書 1-10」）
- （昭和 49 年 11 月作成と思われる）総理発言要領及び参考資料：「安保条約問題（総理発言案）」、「安保条約問題（総理発言用資料）」（以下「文書 1-11」）
- 昭和 49 年 11 月 19 日に行われた田中総理大臣とフォード米大統領との会談録(核問題詳録)及び同年 11 月 20 日に行われた木村外務大臣とキッシンジャー米國務長官との会談録(核問題詳録)（12 月 3 日付け山崎アメリカ局長作成）（以下「文書 1-12」）
- 昭和 49 年 12 月 24 日付け大臣発在米大使あての電報（以下「文書 1-13」）
- 昭和 50 年 3 月 18 日に行われた宮沢外務大臣とホドソン駐日米大使との会談の会談録（同 3 月 19 日付け。以下「文書 1-14」）
- 昭和 52 年 8 月 29 日付け山崎アメリカ局長とシュースマス前在京米大公使、チャーマン在京米大公使との意見交換の会談録(同日付け。以下「文書 1-15」)

#### (イ) 対象文書の存否について

- 藤山外務大臣とマッカーサー駐日米大使との間で作成された「討議の記録」の写しと思われる文書二件が発見された（文書 1-3、文書 1-5）。いずれも 1960 年 1 月 6 日付けであり、肉筆でのイニシャルはなく、オリジナル文書の写しと思われる（英文のみ存在）。
- 内容はいずれも米側公表文書で明らかにされた 1959 年 6 月 20 日付けの文書と修辭的な部分を除いて同じであり、事前協議について規定する岸・ハーター交換公文について、下記の諸点が考慮され、了解されて作成されたことを記すもの。

＜「討議の記録」概要＞（注：本報告書作成に当たり概要のみ仮訳を作成したもの）

- a. 「装備における重要な変更」とは、中・長距離ミサイル及びかかる兵器の基地建設を含め、核兵器の日本への持込み（introduction）を意味するものと理解され、例えば核弾頭(nuclear components)を装備していない短距離ミサイルを含む非核兵器の持込みはこれに当たらない。
- b. 「戦闘作戦行動」は、日本から日本以外の地域に対して行われる戦闘作戦行動を意味する。

- c. 「事前協議」は、米軍とその装備の日本への配置、米軍機の立入り (entry) 及び米国艦船の日本領海や港湾への立入り (entry) に関する現行の手續に影響を与えない。
- d. 米軍部隊の日本からの移動については事前協議の対象にならない。

**(ロ) 核搭載艦船の領海通過、寄港を事前協議の対象から除外することについて日米間に一致した認識が存在したか否かについて**

安保条約改定交渉の過程で、「討議の記録」によって、核搭載艦船の領海通過、寄港を事前協議の対象から除外するとの日米間の認識の一致があったかどうかについては、それを否定する多くの文書が見つかった。主なものは以下のとおりである。現実にはむしろ、この点について日米間で認識の不一致があったということと思われる。

**(a) 安保条約改定交渉の際の経緯**

**(i) 昭和 43 年の東郷北米局長作成メモ (文書 1-5)** (注: メモの作成者は安保条約改定交渉当時の安全保障課長)

- 「安保条約改定交渉、特に、事前協議条項に関する交渉を通じ、我方は、総ての「持込み」(introduction) は、事前協議の対象であるとの立場をとり、艦船航空機の「一時的立寄り」について特に議論した記録も記憶もない。この点はジョンソン大使による米側の記録と一致する。1月26日の同大使の説明によれば、米側の・・・解釈の根拠は、事前協議に関し、「事前協議は米軍及びその装備の日本国内への配備並びに艦船航空機が日本の領海及び港へ入る場合の現行の手續を変更するものではない」と云う了解事項にあり、米側交渉当事者は、具体的に言及しなくともこれが「一時立寄り」に関するものであると云うことは日本側にとっても自明であると考へていたと云うことである。然るに日本側交渉当事者は、右了解は事前協議条項と地位協定第5条(注)との関係に関するものと解し、「一時的立寄り」に関するものとは思っていなかったのが実情である。」

(注: 地位協定第5条とは、米軍船舶の日本の港の出入り、その際の手續などについて規定したもの。)

**(ii) 昭和 49 年の安川駐米大使からの電報** (注: 安川大使は安保条約改定交渉当時の在米大使館政務担当参事官)

- 昭和 49 年 11 月 8 日に行われた安川駐米大使とハビブ米國務次官補との懇談の記録電報 (文書 1-10)
  - 安川大使: 「米側は当初、フジヤマ・マッカーサー間で口頭による確認(注)があると主張したが、米側にはほんとうにそのような記録があるのか」
  - ハビブ次官補: 「そのような記録はない。しかし、秘密了解第2項は間接的な表現ではあるが米側としてはこれが当然のこととして TRANSIT は事前協議から除外されることを意味するものと解釈している」「この事はかつてジョンソン大使からも日本側に申入れたはずである」

－安川大使：「そのことは承知しているが、日本側がこれに同意した事実はない。」

(注：米側の一部には、安保条約改定交渉の際に藤山外務大臣とマッカーサー駐日米大使との間で核搭載艦船の寄港・領海通過について口頭で確認がなされたのではないかとの見方が存在しているが、上記のやり取りを含め、今回の調査ではそれを否定する記述が多数見つまっている。なお、これはいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解とは異なるものである。)

➤ 昭和 49 年 10 月 30 日付け、安川駐米大使発大臣あて電報（文書 1-9。核持込み問題についての同大使の見解を東郷外務事務次官に伝達してきたもの。）

「事態が現在に立至つたのは、そもそも新安保締結交渉当時、米側がわが方にその立場を説明するのをおこたつたことに起因する」

### (iii) 昭和 52 年山崎アメリカ局長とシュースミス前在京米大使、チャーマン在京米大使との会談録（文書 1-15）

(米側から、核搭載艦船の領海通過、寄港については「討議の記録」の 2C 項から「持込み」には当たらないと米側は解釈してきていること、1963 年にライシャワー駐日米大使から大平外務大臣に米側の解釈を明示的に説明したが、大平大臣は米側の解釈に異議を唱えなかったことなどを指摘したのに対し)

- － 日本側：「非公開合意議事録のパラグラフ 2C に関するこのような米側の解釈については、1960 年の安保改訂交渉時において日本側は何等知らされていなかった」「日本側は米側に対してかかる米側の解釈を公表しないように求めて来ており」、「米側が今後ともかかる姿勢を堅持するものと信じている」
- － 米側：「1960 年の安保交渉当時に日本側がかかる米側の解釈を承知していなかったことはその通りであり、自分が調べたところでも、米側においてこの解釈について日本側に説明しようとした形跡はない」、「全く反論の余地がないような証拠が出たような場合に、日本側がその従来からの立場を表明したとすれば米側としては、(イ) 米側に落度があったという立場をとるか、(ロ) 自からの立場を守るかのいずれかしかとるべき途はなく、いずれにせよ米政府としては極めて難しい立場におかれることになる」

### (iv) 昭和 35 年 6 月付け東郷安全保障課長作成の調書：「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」（文書 1-2）

➤ 本件文書は、安保条約改定交渉の過程を総覧して取りまとめたものであり、「討議の記録」の作成過程に関し、次の諸点について記述がある。

- － 1959 年 3 月 28 日の会談（注：藤山外務大臣とマッカーサー駐日米大使との会談と思われる。）において米側から「(1) 米軍の日本出入に関する現行手続に変更なきこと、(2) 装備は核兵器のみを指すこと、(3) 撤退は事前協議の対象とならないこと、(4) 基地使用の事前協議は日本の基地から行われる日本外のコンバット・オペレーションに限ること、の四点につき確認を求め、

四月九日これを文書に整理して送付越した。」

- 5月11日、米側から、撤退は事前協議の対象外であることを公表の交換公文で、それ以外の三点について不公表交換公文で確認することを求めてきた。「表向の交換公文に撤退自由を謳うことは国内に対する関係から面白からず」、他の三点と一括して「討議の記録」に盛り込むこととした。

- 不公表文書作成の背景については、「今回の交渉に際して秘密文書を残すことは飽く迄避ける要ありとの根本問題あるに加へ、内容の四点は当初より口頭で了解されて来たものであるとは謂へ、特に日本の施設区域の作戦使用に就ての先方文案の表現は従前の了解を制限したかの疑念を残すものであつた。依つて形式の問題に就ては、・・・六月十日の次官米大使の会談において本件も「討議の記録」とすることを提案し、又作戦的使用の点は「直接仕掛ける」という表現に関して種々検討の結果十二日の会談においてイニシエイトなる字句を採ることとした。」

- 「「討議の記録」は新条約署名の日より以前の日付とすることとし、後 35年1月6日付をもって外務大臣在京米大使においてこれにイニシアルした。」

**(v) 昭和 39 年作成と思われる安全保障課作成の文書：「条約第 6 條の実施に関する交換公文の件」(文書 1-4)**

➤ 本件文書は、安保条約改定交渉時の「討議の記録」の作成経緯を取りまとめたものであり、その中において、上記(iv)と同趣旨の記述があるとともに、昭和34年5月14日の山田次官とマッカーサー大使との会談において、「秘密了解(注:「討議の記録」を指すものと思われる。)は、内容は国会等ではその俣発表して差支えないが、その文書のみが秘密である旨了解」されたとの記述が見られる。

**(b) 安保条約改定交渉開始以前の外務省内部における検討状況**

安保条約改正交渉開始前の日本政府内部における検討としては、昭和33年7月に条約局が作成した事前協議についての書簡案(文書1-1)に以下の記述があるが、この案文は、実際に米側に提示された形跡はない。

「合衆国は、日本国政府の事前の同意なくして、核兵器を日本国内に持ち込まない。これは、日本国内に配備される合衆国軍隊のみならず、臨時に日本国内に入る船舶及び航空機にも適用があるものとする。」

**(c) 昭和 38 年 4 月の大平外務大臣とライシャワー駐日米大使との会食**

昭和38年4月の大平外務大臣とライシャワー駐日米大使との会食については、同会食の記録自体は見つからなかったが、その内容に言及したいくつかの文書が発見された。主なものは以下のとおりである。

**(i) 昭和 38 年 4 月 13 日付け安全保障課作成の回覧文書(文書 1-3)**

➤ 本件文書によれば、昭和38年4月3日(注:米側資料によれば4月4日)に大平

外務大臣がライシャワー駐日米大使と会食した際、同大使から、「「持ち込み」とは、核兵器の日本への“placement”を意味するものであり、核兵器を搭載した艦船・航空機が一時的に立ち寄ることは日本への持ち込みには当たらないのではないか」との趣旨が表明された。

- これを受けて、本件文書では概要次のとおりの検討が行われている。
  - 上記の米側の理解に対し、(i)日米間には「Introduction 自体の意味についての別段の合意もない」、(ii)安保国会以来の国会での政府の答弁を検討したが、「「核弾頭の持込みはいかなる場合にも、どんな短い期間でも事前協議の対象となる」旨の立場で一貫されている」、(iii)Introductionの文言自体についてみても「辞書(ウェブスター)によればこれはplacement以前の段階を意味する」ことの三点を記述。
  - 「以上が確認されたので、「ラ」大使の発言については然るべき機会に上述のラインでコメントされては如何かと思はれる」と結んでいる。

#### (ii) 昭和 43 年の東郷北米局長作成メモ (文書 1-5)

- 以下は、ジョンソン駐日米大使から牛場外務事務次官、東郷アメリカ局長への発言として本件メモに記録されているもの。
  - 「昭和 38 年 4 月 4 日、大平大臣ライシャワー大使朝食の際、ラ大使より「事前協議に云う『持込み』とは持って来て置いておくことで、核兵器搭載の艦船航空機の一時的立寄りとは、『持込み』に該当しないのではないか」との意向を述べた。之に対し大平大臣は何れとも見解を述べられなかった。」
  - 「39 年 12 月 29 日、佐藤総理ラ大使懇談の際、ラ大使より前記・・・の意向を述べ、若し日本側に問題があれば回示願度き旨を述べた。(我方に記録なし。)」 「然る処その後佐藤総理より本件に関し何等お話がないので、米側は 39 年 12 月以後は、日本側は米側の・・・解釈を認めておられるものと考へて来ている。」

#### (d) 昭和 43 年当時の政府部内の認識 (昭和 43 年の東郷北米局長作成メモ (文書 1-5))

- 「本件は日米双方にとりそれぞれ政治的軍事的に動きのつかない問題であり、さればこそ米側も我が方も深追いせず今日に至ったものである。差当り、日本周辺における外的情勢、或は国内における核問題の認識に大きな変動ある如き条件が生ずる迄、現在の立場を続ける他なしと思はれる。」

#### (e) 昭和 44 年の沖縄返還交渉時のやり取り

昭和 44 年の沖縄返還交渉においても核搭載艦船の領海通過の問題が議論されたが、以下の文書が示すように、現状維持ということで処理がなされた。

#### (i) 昭和 44 年 8 月 15 日の東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録 (文書 1-6)

- スナイダー公使：「艦船航空機の通過に関する了解は存続されなければ困る。若

しこれが本土のみと云うことになれば沖縄についてより明確な了解がなければならぬと云うことにならざるを得ない。」

- 東郷アメリカ局長：「問題の所在は分っているが、即座には何とも申し上げられぬ。」

(ii) 昭和 44 年 8 月 18 日の東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録 (文書 1-7)

- 東郷アメリカ局長：「“including” 以下の挿入句が “transit” を意図しているのならば困る。Transit については我方としては之には触れられぬと云う結論である。」
- スナイダー公使：「ロジャース長官の grandfather approach、即ち、今のままが続けるといふ考から入ったものであるが、transit もその一部である。触れられぬとは了解は続くと云うことで触れないと云うことか。」
- 東郷アメリカ局長：「現状のままと云うの他ない。何れにせよ “including” 以下の挿入句は困る。」

(注：沖縄返還の際の日米共同声明第 7 項は「総理大臣と大統領は、施政権返還にあたっては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一致をみた。」と規定している。昭和 44 年 8 月当時、米側は、「日米安保条約及びこれに関連する諸取決め」の中には「本土における施設・区域の米軍による使用に関する権利及び義務の現行のパターンを含む (including the present pattern of rights and obligations pertaining to the use by US forces of facilities and areas in Japan proper)」という修文を施すことを提案してきた。)

(iii) 昭和 44 年 11 月 4 日の東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録 (文書 1-8)

- 東郷アメリカ局長：transit 問題は、何とも手の触れ様がない。
- スナイダー公使：今のままと云うことか。
- 東郷アメリカ局長：手の触れ様がないので双方何も言はぬということである。

(f) 昭和 49 年、ラ・ロック発言後の検討

- 昭和 49 年 9 月 10 日、ラ・ロック退役米海軍少将が、核搭載艦船は、日本等の外国の港に入港する際、核兵器をおろさない旨米議会で発言を行った (注)。同発言の後、同年 11 月、外務省内で核搭載艦船の領海通過、寄港を事前協議の対象から外す可能性について検討を行い、大平外務大臣 (臨時代理)、田中総理大臣などにも諮りつつ、米側への打診を開始した。同年 11 月のフォード大統領の訪日の際には、その一環として、田中総理大臣からフォード米大統領に対し、また、木村外務大臣からキッシンジャー米国务長官に対し、それぞれ核問題について提起した。一方、同年 12 月に田中内閣が総辞職し、三木内閣に変わった後、米側に「総理及び外務大臣の御意向として従来どおりの線で対処することとなった」旨連絡し、本件検討は終了した模様。本件に関しては、多くの検討ペーパー、会議録、電報などが残されている (文書 1-9 から文書 1-13 までを参照)。

(注：同発言に関しては、米国政府は、同年10月12日、ラ・ロック発言は、「一私人によってなされたものであり、米国政府の見解を何ら代表するものではない」旨の見解を示した。)

#### (g) 昭和50年、藤山・マッカーサー口頭了解の対米確認

- 昭和50年初め、国会での質問がきっかけとなり、藤山・マッカーサー口頭了解の対米確認を求めるプロセスが進められた。その過程で、同年3月18日、宮沢外務大臣とホドソン駐日米大使との間で以下のやり取りが行われた(同年3月19日付け会談録(文書1-14)による。)
  - ホドソン大使：「米政府の内部には、核の transit につき日本政府は同意を与えている(中略)と信じているものが多くおり、日本政府当局者の累次の国内向け言明にいらだちを感じている者も少なくない。日本政府が「持込み」(introduction)につき、ambiguities を維持することにより両国政府間における“secret disagreement”をカバーしていることは承知しているが、・・・」
  - 宮沢大臣：「自分は就任直后、この問題を知り、三木総理とも協議したが、結論は現在の政策は到底変更できぬということであった。日本政府が現在の核政策の修正を明らかにすれば、日本国民は激しい反応を示し、米艦船の横須賀、佐世保への入港は物理的に阻止され(原子力船「むつ」の例)、米海軍の基地として全く使用できなくなるであろう。結局、現在の ambiguities の政策を維持する外な」(い)。

#### (ハ) 歴代総理、外務大臣への説明

- 上記の昭和43年東郷北米局長メモ(文書1-5)は、同年1月30日に三木外務大臣、同2月5日に佐藤総理大臣、同12月11日愛知外務大臣に回覧された模様であり、欄外にそれぞれ「御閲読済」と記述がある。
- この東郷北米局長のメモは、その後、歴代の総理及び大臣に対する事務次官・北米局長等からのブリーフに使用された模様。
- 同メモには、平成元年8月に栗山外務事務次官から総理、大臣に説明した際と同次官作成メモが付されており、同メモの中には「双方の立場につき互いに詰めな」との立場を理解。但し「密約」はなし」と記述されている。

## (2)1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」

この「密約」問題は、安保条約改定交渉において、朝鮮半島有事における米軍の戦闘作戦行動を事前協議なしに認めること等を内容とする非公表の文書（いわゆる「岸ミニット」又は「朝鮮覚書」）が存在するのではないかというものである（藤山外務大臣及びマッカーサー駐日米大使は、1960年1月6日、当該文書にイニシャルしたとの指摘がなされている）。

調査の結果、判明した事実関係の概要及び報告対象文書は次のとおりである。

### <事実関係の概要>

- 本件に関しては、藤山外務大臣とマッカーサー駐日米大使との間で作成された「第一回安全保障協議委員会のための議事録」の写しと思われる文書二件（英文のみ）が発見された（P11(イ)(b)参照）。
- 日本側は、沖縄返還交渉の際、佐藤総理大臣・ニクソン米大統領の共同声明及び佐藤総理大臣のナショナル・プレス・クラブにおける演説において、朝鮮有事の際の対応についての対外的表明を行うことにより、本件文書を置き換えることを意図して対米交渉を行った。他方、本件議事録の扱いについては、日米の間であえて明白な決着をつけないまま、交渉を終えている模様。

### <報告対象文書>

- 昭和34年7月6日付け岸総理大臣、藤山外務大臣とマッカーサー駐日米大使との会談録（以下「文書2-1」）
- 昭和35年1月6日付け「第一回安全保障協議委員会のための議事録」の写しと思われる文書（以下「文書2-2」）
- 上記の作成段階のドラフト（1959年11月24日付け、同年11月28日付け、12月14日付け、12月15日付け、12月18日付けのそれぞれのもの）及び1960年1月6日付け「第一回安全保障協議委員会のための議事録」の写しと思われる文書（注）を綴じ合わせたもの（以下「文書2-3」）  
（注：体裁を除き、文書2-2と同内容のもの。）
- 昭和35年6月付け東郷安全保障課長作成の調書：「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」（再掲。前記の「文書1-2」）
- 昭和44年7月10日付け愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との会談録（以下「文書2-4」）
- 昭和44年7月17日付け愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との会談録（以下「文書2-5」）
- 昭和44年9月19日付け田中大使とジョンソン米國務次官等との会談録（以下「文書2-6」）
- 昭和44年11月4日付け東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録（再掲。前記の「文書1-8」）
- 昭和44年11月5日付け大臣発在米大使あて訓令電報（以下「文書2-7」）

## (イ) 対象文書の存否について

(a) 藤山外務大臣とマッカーサー駐日米大使との間で作成された文書(第一回安全保障協議委員会において予定される発言の内容を事前に了解した議事録形式の文書)の写しと思われる文書二件が発見された(注)。いずれも日付は1960年1月6日付けとなっており、肉筆でのイニシャルはなく、オリジナルの写しと思われる(英文のみ存在。一件は、省内の回覧文書に付属するような形ではなく単体で保管されており(文書2-2)、もう一件は、作成段階のドラフトと共に綴じ合わされた形で保管されていた(文書2-3)。

(注：第一回安全保障協議委員会は、昭和35年9月8日に開催された。同委員会についての日本側の会議録には、本件議事録についての言及はない。)

(b) この文書は、米側(マッカーサー大使)の発言に対し、日本側(藤山大臣)が発言を行うという形式の議事録であり、双方の発言のポイントは次のとおりである。

〈「議事録」概要〉(注：本報告書作成に当たり概要のみ仮訳を作成したもの。)

- ▶ 米側：朝鮮半島において停戦協定の違反による攻撃が行われた際、在日米軍が直ちに日本からの戦闘作戦行動を取らなければ国連軍としての反撃ができない事態が生じうる。そのような例外的な緊急事態が生じた場合、日本における基地を作戦上使用することについての日本政府の見解を伺いたい。
- ▶ 日本側：在韓国連軍に対する攻撃による緊急事態における例外的な措置として、停戦協定の違反による攻撃に対して国連軍の反撃が可能となるように、国連統一司令部の下にある在日米軍によって直ちに行う必要がある戦闘作戦行動のために日本の施設・区域が使用されることができ(may be used)というのが日本政府の見解であることを岸総理からの許可を得て発言する。

## (ロ) 本件文書の作成経緯

東郷安全保障課長作成の調書(文書1-2)及び本件議事録の作成段階のドラフト(文書2-3)から本件文書の作成経緯につき判明する事項を取りまとめると次のとおり。

(a) 昭和34年7月までの段階では、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動のための日本の基地使用については、事前協議が前提となるとのラインで東京において藤山外務大臣・マッカーサー駐日米大使の間で協議がなされていた(文書1-2)。

(b) 一方、同7月の段階となって、ワシントンにおける検討を経て、マッカーサー大使は岸総理大臣への面会を求め、「総理に直接お話しせよとの訓令」があったとしつつ、「日本にある米軍が朝鮮にある国連軍を積極的に助ける必要が生じた場合、日本側に事前に協議しなければならないという約束はなし得ない。」「朝鮮においては、非常の場合日本側と協議する事なく行動する事あるべきを留保せざるを得ない。」と申し入れてきた。その際、同大使から、ワシントンにおいて両党領袖が本件問題を重要視しており、「米側でも本件は最高レベルの話になっている」旨付言した。これに対し、岸総理大臣は「(外務大臣に対し)問題の焦点は始めて(ママ)きいた訳だが、研究しようではないか。」と述べた(文書1-2、文書2-1)。

(c) その後、日本側から、そのような場合、我が方は我が国の施設・区域の作戦的使用に「同意することを好意的に考慮する」との趣旨を交換公文案に加えることを提案したが、米側は、真に協議の時間的余裕なき場合の手当てが必要であると主張し、「新条約下の安全保障委員会の第一回の会合の際所要の協議を行い置くと言う考え方」が出てきた（文書 1-2）。

(d) 更に日米間で協議を行い、最終的に第一回安全保障協議委員会において予定される発言の内容を事前に了解する議事録として上記（イ）（b）の内容の文書を作成することで決着した模様。なお、途中段階のドラフトでは、日本側の発言の内容が、「戦闘作戦行動の基地としての施設・区域の使用に同意する（agree）」であったところ、日米間の協議を経て上記のとおり「戦闘作戦行動のために施設・区域が使用されることができる（may be used）」との文言となった（文書 1-2、文書 2-2、文書 2-3）。

#### （ハ） 沖縄返還交渉の際のやり取り

沖縄返還交渉の際のやり取りからうかがえる事項は次のとおり。

(a) 沖縄返還交渉においては、日本側は「核抜き・本土並み」との方針の下で、在沖米軍基地からの戦闘作戦行動を事前協議の対象とする方針で臨んだ。交渉の結果、それまで米軍による「自由使用」が認められていた在沖米軍基地について、戦闘作戦行動に事前協議の制約がかかることに対する米側の懸念に応える形で、佐藤総理大臣・ニクソン米大統領の共同声明において「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要」、佐藤総理のナショナル・プレス・クラブにおける演説において韓国における有事の際の戦闘作戦行動についての事前協議には「前向きにかつすみやかに態度を決定する」旨を表明することとなった。

➤ 《佐藤・ニクソン共同声明の関連部分》

「四 総理大臣と大統領は、特に、朝鮮半島に依然として緊張状態が存在することに注目した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要であると述べた。」

➤ 《ナショナル・プレス・クラブにおける佐藤総理演説の関連部分》

「特に韓国に対する武力攻撃が発生するようなことがあれば、これは、わが国の安全に重大な影響を及ぼすものであります。従って、万一韓国に対し武力攻撃が発生し、これに対処するため米軍が日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用しなければならぬような事態が生じた場合には、日本政府としては、このような認識に立って、事前協議に対し前向きにかつすみやかに(positively and promptly)態度を決定する方針であります。」

(b) 次の交渉経緯から示されるように、日本側は、上記のような対外的表明を行うことによって、本件議事録を置き換えることを意図して対米交渉を行った。対外的表明については、日米間の折衝を経て、上記（a）の通り決着した。ただし、本件議事録の扱いについては、以下のとおり、日米の間であえて明白な決着をつけないま

ま、交渉を終えている模様。

- 1969年7月10日付け及び17日付け、愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との会談録(文書2-4、文書2-5)

大臣から、1960年の了解文書を「いつまでも秘密にしておくことは適当でなく、文言は簡素化してもその趣旨をコミュニケに盛り込んで公表することが必要」として、コミュニケにより「1960年の了解は、とって代わられたものとして取扱うこととしたい」等を主張。米側は、「事前協議を免除する」1960年の了解文書と「EQUALLY EFFECTIVEであるとの確信をえない限り合意を廃止することはしたくない」旨主張した。

- 同年9月18日、19日付け田中大使(沖縄返還担当大使)とジョンソン米國務次官等との会談録(文書2-6)

フィン日本部長から、「戦闘作戦行動についてはコミュニケの表現が米側としてほぼ満足すべきものとなりつつあるので、秘密協定はつくらなくてもよいというのが國務省内の大勢である。ただし、1960年ペーパーはそのままにしておきたいとの考え方であるが、日本側が強く廃止を要求する場合、國務省としてはその方向で努力することとなると思う。しかし国防省がこれが廃止に反対する特殊な理由があるか否かは確認していない。」と発言。

- 同年11月4日付け東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録(文書1-8)

- 東郷局長「朝鮮半島の件は、私見によれば、我方はreconfirmationは絶対に困ると云うことである。」

- 公使「実はreconfirm方訓令あり、之を押返して現在の國務省の考は米側からはこの問題に触れないと云うことである。」

- 同年11月5日付け大臣発在米大使あて電報(文書2-7)

「下田大使より田中大使へ

(中略) 大臣ともお打合の結果この際は専ら核の問題に絞ることとし爾余の問題即ちTRANSIT並びに朝鮮半島の問題の扱いに関しては我方より貴地に於て殊更に照会することは適当ならずとの見解であるので御承知置きありたく、なおアメリカ局長がスナイダー公使と懇談せる際先方は右二件共我方の再確認を求める意図なき趣に付貴大使限り御含み置きありたい。」

### (3) 1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みについての「密約」

この「密約」問題は、沖縄返還後に重大な緊急事態が生じ、米国政府が核兵器を沖縄へ再び持ち込むことについて事前協議を提起する場合、日本側はこれを承認するとの内容の秘密の合意議事録が、佐藤総理大臣・ニクソン米大統領両首脳の間で作成されたのではないかというものである。

(参考)若泉敬氏(1996年死去)がその著書「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」(以下「他策」)において指摘している件。同氏は佐藤総理の命を受けて、1969年11月の総理訪米を前にキッシンジャー大統領補佐官と協議を重ね、「重大な緊急事態が生じた際」に米国政府が核兵器を沖縄へ再び持ち込むことについて、日本政府は「米国政府の必要を理解して、かかる事前協議が行われた場合には、遅滞なくそれらの必要を満たすであろう」との内容の秘密の合意議事録(Agreed Minute)を両首脳が署名するための準備に当たった旨著書「他策」で述べている。

調査の結果、判明した事実関係の概要及び報告対象文書は次のとおりである。

#### <事実関係の概要>

- 調査した文書からは、若泉氏が準備したとされる「合意議事録」は発見されなかった。
- 若泉氏が準備したとされる「合意議事録」については、当時外務省として何ら了知していなかったことがうかがわれる。
- 外務省は、佐藤・ニクソン首脳会談において、沖縄返還後の有事核持ち込みについて「何らかの記録」作成が必要になる可能性を最終段階まで懸念し、その対応について大臣以下密かに準備研究を行っていた。しかし、結果的には、そのような文書なしにこの問題は決着したというのが当時の外務省の認識であった。

#### <報告対象文書>

- 昭和44年8月15日付け東郷アメリカ局長とスナイダー公使との会談録(再掲。前記の「文書1-6」)
- 昭和44年11月4日付け東郷アメリカ局長とスナイダー公使との会談録(再掲。前記の「文書1-8」)
- 昭和44年11月11日付け佐藤総理とマイヤー大使との会談録(以下「文書3-1」)
- 昭和44年11月19日に行われた佐藤総理・ニクソン大統領会談録(第1回・11月19日午前。同年11月27日付けアメリカ局作成)(以下「文書3-2」)
- 昭和44年11月24日付け東郷アメリカ局長作成のメモ:「共同声明第8項に関する経緯」(以下「文書3-3」)
- 昭和44年12月15日付け東郷アメリカ局長作成の調書:「1969年佐藤総理・ニクソン大統領会談に至る沖縄返還問題」(以下「文書3-4」)

## (イ) 対象文書の存否について

今回調査したファイルの中からは、若泉氏が準備したとしている「合意議事録」は発見されず、この「合意議事録」の存在を示唆する記述も見られなかった。

## (ロ) 核再持込みに関する米側の立場

沖縄返還交渉の過程で米側からは累次にわたり、有事の際の核再持込みについて何らかの了解が必要であるとの立場を説明している。例えば、1969年8月15日の東郷局長とスナイダー在京米大公使との会談の中で、スナイダー公使から、「仮に返還時に撤去すると云う所まで決まったとしても、返還後、有事の際の持込については何等かの了解が絶対に必要である」との立場を説明している（文書 1-6）。これに対し日本側として対応に苦慮していた様子は、例えば、1969年11月4日の東郷局長とスナイダー公使との会談において、東郷局長から「結局返還時核撤去と云うことになるかと考へるが、そうなれば非常時持込の問題が出て来ざるを得ないと思う。大統領が総理にこの点を質問すれば自分の見るところ総理はイエスと言はれると思うが、そうだとすると之を記録に止めようと云うことは別問題で、若し米側が之を強く要望するのであれば総理にせよ大臣にせよ相当時間をかけて考へなければならない。」（文書 1-8）旨述べているところにかがえる。

## (ハ) 当時の外務省関係者の認識

(a) 佐藤総理大臣の訪米を控えた同年11月11日、マイヤー大使は、本国からの訓令に基づいて佐藤総理との会談を求め、「返還後の沖縄への核の貯蔵の問題は、大統領が総理との会談の際に、慎重に討議したいと思っている重要問題である。」と指摘した（文書 3-1）。こうしたやり取りを踏まえ、日本側としては、佐藤総理・ニクソン米大統領の首脳会談において、沖縄返還後の核再持込みが懸案となり得るとの認識を有していた。このことは、東郷局長のメモ（文書 3-3）には、佐藤総理訪米後、首脳会談直前の打合せにおいて東郷局長から総理に対し「核については、(イ) 米側よりは依然何等の indication なきこと、(ロ) 返還時撤去までは行くと判断されるが爾後の非常時持込について問題があり得ること、(ハ) 従ってこの問題について何等かの記録を作成せざるを得ないこととなる可能性あること（後略）」を説明したと記述されているとおりである。

(b) 他方、この点についての外務省当局の立場としては、この打合せにおいて総理に対し、「結論として大臣より本件解決のためには我方共同声明案のみを以てすることが最善なる所以を説得するの他なしとの趣旨を強調された。」ことが上記の東郷局長のメモ（文書 3-3）で記述されている。

(c) こうした中行われた佐藤・ニクソン会談であったが、この会談の後に作成された東郷局長の調書（文書 3-4）は、有事の核持込み問題について「なんら特別取決めをなすことなく、この問題は一挙に落着した。」と記述している。また、当時作成

された同会談の会談録（文書 3-2）においても、こうしたことについての言及は一切なく、外務省関係者は、結果的に特別な文書の作成を必要とせず首脳会談が決着したとの認識を有していた。若泉氏が準備したとされる「合意議事録」については、外務省として何ら了知していなかったことがうかがわれる。

**【追記：佐藤元総理宅に保管されていたことが判明した文書について】**

平成 21 年 12 月下旬、佐藤総理とニクソン大統領が署名したとされる「合意議事録」が佐藤元総理宅に同総理の遺品として残されていた旨が報じられた。調査チームにおいて、当該文書の写しを入手し、「他策」に記載されている「合意議事録」の内容と比較を行った。その結果、両首脳が署名を行った日付等の若干の相違はあるものの、その内容は、ほぼ同一であることが確認された。一方、今回調査したファイルの中からは、この「合意議事録」は発見されず、この「合意議事録」の存在を示唆する記述も見られなかったことは、上述のとおりである。

#### (4) 1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」

この「密約」問題は、沖縄返還交渉の最終局面において、沖縄返還協定において米国政府が自発的に支払うべきこととなっている土地の原状回復補償費400万ドルを日本側が肩代わりすることを内容とする非公表の文書（「議論の要約」）が作成されたのではないかというものである（吉野アメリカ局長とスナイダー在京米大公使は、1971年6月12日、当該文書にイニシャルしたとの指摘がなされている。）

（参考）2000年に米国立公文書館において、日本国政府としては、自発的支払を行う信託基金設立のために、第7条に基づき支出される3億2000万ドルのうち400万ドルが留保されることを予期するとの内容を含む「議論の要約」（Summation of Discussion）と題する1971年6月12日付けの英文の文書で「B. Y.」とイニシャルがなされたものが公表された。吉野局長自身は、以前は、法廷での証言を含め、文書の作成を否定していたが、最近は、情報公開訴訟において東京地裁に提出された陳述書の中で、文書に署名又はイニシャルした旨を認めており、証言が一貫していない。

なお、沖縄返還協定第7条は、沖縄返還に伴い、米国の資産の日本側への移転が行われることなどを踏まえ、日本側が米側に3億2000万ドルを支払うことを規定している。

調査の結果、判明した事実関係の概要及び報告対象文書は次のとおりである。

#### <事実関係の概要>

- 今回調査したファイルの中からは、吉野元局長がイニシャルをしたとされ、米国で公表された「議論の要約」は発見されず、また、この「議論の要約」が作成されたかどうかは確認できなかった。
- 一方、この原状回復補償費の400万ドルの支払の問題に関し、米側の強い要請に基づき、外務大臣からの書簡の発出について日米間で交渉が行われたものの、最終的に大臣の判断により、日本側としてこのような文書を作成しないとの結論に至ったことを示すメモが今回発見された。
- なお、この400万ドルについて、米国が沖縄返還に伴い日本側から受け取る3億2000万ドルの中から手当てしようとしており、日本側もそのことを承知していたことは、この間の日米間のやり取りの中からうかがえる。

#### <報告対象文書>

- 昭和45年12月22日付け愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との会談記録電報（以下「文書4-1」）
- 昭和46年4月21日付け吉野アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談記録（以下「文書4-2」）
- 昭和46年5月10日付け官房長官ブリーフ用資料（以下「文書4-3」）
- 昭和46年5月17日に行われた井川条約局長と在京米大シュミッツとのやり取りの際のメモ（以下「文書4-4」）

- 昭和 46 年 6 月 2 日付け愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との会談記録（以下「文書 4-5」）
- 昭和 46 年 6 月 5 日付け吉野アメリカ局長、井川条約局長とスナイダー在京米大公使との会談概要）（以下「文書 4-6」）
- 昭和 46 年 6 月 9 日付け大臣発在米大使あて電報（同日に行われた井川条約局長とスナイダー在京米大公使との会談（於東京）の記録電報）及びその別電（以下「文書 4-7」）
- 昭和 46 年 6 月 9 日付け在フランス大使発大臣あて電報（同日に行われた愛知外務大臣とロジャース米國務長官との会談（於パリ）の記録電報）（以下「文書 4-8」）
- 昭和 47 年 4 月 12 日付け栗山条約課長作成のメモ「外務委員会秘密理事会に提示の外務大臣書簡案の経緯と内容について」（文書 4-9）（注）  
（注：本件が国会で取り上げられた後、国会での審議に対処するための参考として栗山課長が吉野局長あてに書いたメモであり、当時の経緯がとりまとめられている。）

#### （イ）対象文書の存否について

今回調査したファイルの中からは、「議論の要約」は発見されなかった。

#### （ロ）本件の経緯

- (a) 土地の原状回復補償費の支払については、1970 年 12 月 22 日に行われた愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使の会談において、我が方から米側に対し、米側による支払を求めた（文書 4-1）。これに対し、米側からは、議会に対して財源を求めることは極めて困難であるとの立場が伝えられてきた（文書 4-2、文書 4-3）。
- (b) 1971 年 5 月 10 日の段階で、日本側が返還協定に基づき米側に支払う金額については 3 億ドルを想定した趣であるが、その後、米側から原状回復費として 400 万ドル、VOA（ヴォイス・オブ・アメリカ）中継局移転経費として 1600 万ドルの積み増しを求めてきた模様であり、6 月 2 日には、3 億 2000 万ドルとすることで日米間で決着したとの経緯であったことがうかがわれる（文書 4-3 から文書 4-5 まで）。
- (c) また、この時点で、米側において、米議会の承認を求めることなく原状回復補償費を日本側に支払う仕組みを検討する必要があったが、1971 年 6 月 5 日になって、米側から信託基金を設立する新方式が伝えられた（文書 4-6 及び文書 4-7）。
- (d) この関連で米側から、このような信託基金の設立のための会計手続上の必要性から、以下（ハ）のとおり、外務大臣から米側に対し、信託基金に 400 万ドルを支出する旨の書簡を発出するよう要請がなされ、検討されることとなった。

#### （ハ）書簡発出の有無について

- (a) 昭和 47 年に漏洩し、その後、秘密解除された電報から、以下のとおり、この原状回復補償費に関連して外務大臣から米側に対する書簡を検討していたことが当時から明らかになっていた。

- 昭和 46 年 6 月 9 日付け大臣発在米大使あて電報(同日の井川条約局長とスナイダー在京米大公使の会談(於東京)についての記録電報。下記の別電とともに文書 4-7)

「米側より提示のあった請求権に関する提案次のとおり(ママ)。(中略)愛知大臣よりマイヤー大使宛に、「日本政府は米政府による見舞金支払のための信託基金設立のため 4 百万米ドルを米側に支払うものである」旨の不公表書簡の発出を必要とする。」

「(日本側の反論の後)種々議論の後、我方より別電の案文を提示したところ、「ス」(注:スナイダー公使)は本国政府の訓令を越えるものであるとしつつも、日本側の提案を本国政府へとりつぐ旨述べた。我方より、日本側としても政府部内で検討してみないと何とも云えないので、至急愛知大臣と協議することとしたい旨述べ会談を了した。」

- 上記電報の別電の内容は次のとおり(注:原文は英文。下記は、本報告書作成に当たり仮訳を作成したもの。この別電については、当時、秘密指定解除をされていなかったが、その内容については、国会での審議を通じ実質的に明らかにされている。)

「外務大臣からの秘密の書簡

日本政府は、沖縄返還に伴う財政問題の一括決済として第 7 条に合意した。日本政府としては、米国政府が、第 4 条 3 に従って自発的支払をするための信託基金を設置するために、この一括決済額から 400 万ドルを留保することを了知する。」

- 昭和 46 年 6 月 9 日付け在フランス大使発大臣あて電報(同日の愛知外務大臣とロジャース国務長官の会談(於パリ)についての記録電報。文書 4-8)  
「「ロ」長官は、本大臣の書簡を必要とする旨述べたので、本大臣より(中略)本件書簡の表現振りについては、既に東京において一応合意に達した旨連絡を受けているが、これが公表される可能性があるというのであれば、表現も、よりしん重に考えたいと述べた。」

(b) 今回発見された栗山課長のメモ(文書 4-9)からは、上記の愛知・ロジャース会談の後、①こうした文書を作成しないことが大臣の方針となったこと、②当時の省内の関係部局(条約局条約課)において、文書は発出することなく沙汰やみとなったと理解されていたことが判明した。

(参考) 上記メモの関連部分は次のとおり。「本件書簡案は、その後の検討及び愛知大臣と連絡の結果、わが方としては従来よりの基本的立場に基づき、かかる文書の必要なしとの結論に達し、試案を正式にとり上げることなく終わったものである。」

(c) 上記にもかかわらず、吉野局長とスナイダー公使との間のやり取りを記した「議論の要約」が米側に保管されるに至った経緯を示す文書は確認されなかった。

(二) 米側が 3 億 2000 万ドルの中から 400 万ドルを支払うことについての日本側の認識について

(a) 昭和 46 年 6 月 9 日の井川条約局長とスナイダー在京米大公使の会談の際、米側の要望に応じて、日米間で討議した書簡案の内容は、米国が 3 億 2000 万ドルの中から 400 万ドルを信託基金のために留保することを日本側として了知するという趣旨のものであり、こうした日米間のやり取りを通じて、日本政府としては、米側が 3 億 2000 万ドルの中から 400 万ドルを原状回復補償費として支出しようとしていたことは十分認識していたものと考えられる。

(b) この点については、昭和 47 年の国会において福田大臣から「アメリカのほうは 3 億 2000 万ドルの中から払おうが、あるいは他の財源で支払おうが、アメリカの自由なんです」との答弁がなされているところである（昭和 47 年 4 月 3 日、衆議院予算委員会）。

(了)

## 報告対象文書リスト

### (1960年1月の安保条約改定時の核持込みに関する「密約」関連)

- 文書 1-1 昭和 33 年 7 月 2 日付け「米軍の配備及び使用に関する日本側書簡案」(条約局作成)
- 文書 1-2 昭和 35 年 6 月付け東郷安全保障課長作成の調書:「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」
- 文書 1-3 昭和 38 年 4 月 13 日付け安全保障課作成の回覧文書:「核兵器の持ち込みに関する事前協議の件」(「討議の記録」の写しと思われる文書が添付されている。)
- 文書 1-4 (昭和 39 年作成と思われる)安全保障課作成の文書:「条約第 6 条の実施に関する交換公文作成の経緯」
- 文書 1-5 昭和 43 年 1 月 27 日付け東郷北米局長作成のメモ:「装備の重要な変更に関する事前協議の件」(「討議の記録」の写しと思われる文書が添付されている。)
- 文書 1-6 昭和 44 年 8 月 15 日付け東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録(以下「文書 1-6」)
- 文書 1-7 昭和 44 年 8 月 18 日付け東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録(以下「文書 1-7」)
- 文書 1-8 昭和 44 年 11 月 4 日付け東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録(以下「文書 1-8」)
- 文書 1-9 昭和 49 年 10 月 30 日付け在英大使発大臣あて電報
- 文書 1-10 昭和 49 年 11 月 9 日付け在米大使発大臣あて電報(同 11 月 8 日の安川駐米大使とハビブ米國務次官補との懇談の記録電報)
- 文書 1-11 (昭和 49 年 11 月作成と思われる)総理発言要領及び参考資料:「安保条約問題(総理発言案)」、「安保条約問題(総理発言用資料)」
- 文書 1-12 昭和 49 年 11 月 19 日に行われた田中総理大臣とフォード米大統領との会談録(核問題詳録)及び同 11 月 20 日に行われた木村外務大臣とキッシンジャー米國務長官との会談録(核問題詳録)(12 月 3 日付け山崎アメリカ局長作成)
- 文書 1-13 昭和 49 年 12 月 24 日付け大臣発在米大使あて電報
- 文書 1-14 昭和 50 年 3 月 18 日に行われた宮沢外務大臣とホドソン駐日米大使との会談の会談録(同 3 月 19 日付け)
- 文書 1-15 昭和 52 年 8 月 29 日付け山崎アメリカ局長とシェースミス前在京米大公使、チャーマン在京米大公使との意見交換の会談録

### (1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」関連)

- 文書 2-1 昭和 34 年 7 月 6 日付け岸総理大臣、藤山外務大臣とマッカーサー駐日米大使との会談録

文書 2-2 昭和 35 年 1 月 6 日付け「第一回安全保障協議委員会のための議事録」の写しと思われる文書

文書 2-3 上記の作成段階のドラフト（1959 年 11 月 24 日付け、同 11 月 28 日付け、12 月 14 日付け、12 月 15 日付け、12 月 18 日付けのそれぞれのもの）及び 1960 年 1 月 6 日付け「第一回安全保障協議委員会のための議事録」の写しと思われる文書を綴じ合わせたもの

（昭和 35 年 6 月付け東郷安全保障課長作成の調書：「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」（再掲。文書 1-2））

文書 2-4 昭和 44 年 7 月 10 日付け愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との会談録

文書 2-5 昭和 44 年 7 月 17 日付け愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との会談録

文書 2-6 昭和 44 年 9 月 19 日付け田中大使とジョンソン米國務次官等との会談録

（昭和 44 年 11 月 4 日東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録（再掲。

文書 1-8））

文書 2-7 昭和 44 年 11 月 5 日付け大臣発在米大使あて電報

#### （1972 年の沖縄返還時の有事の際の核持込みについての「密約」関連）

（昭和 44 年 8 月 15 日付け東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録（再掲。文書 1-6））

（昭和 44 年 11 月 4 日付け東郷アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談録（再掲。文書 1-8））

文書 3-1 昭和 44 年 11 月 11 日付け佐藤総理大臣とマイヤー駐日米大使との会談録

文書 3-2 昭和 44 年 11 月 19 日に行われた佐藤総理大臣・ニクソン米大統領会談録（第 1 回・11 月 19 日午前。同 11 月 27 日付けアメリカ局作成）

文書 3-3 昭和 44 年 11 月 24 日付け東郷アメリカ局長作成のメモ：「共同声明第 8 項に関する経緯」

文書 3-4 昭和 44 年 12 月 15 日付け東郷アメリカ局長作成の調書：「1969 年佐藤総理・ニクソン大統領会談に至る沖縄返還問題」

#### （1972 年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」関連）

文書 4-1 昭和 45 年 12 月 22 日付け愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との会談記録電報

文書 4-2 昭和 46 年 4 月 21 日付け吉野アメリカ局長とスナイダー在京米大公使との会談記録

文書 4-3 昭和 46 年 5 月 10 日付け官房長官ブリーフ用資料

文書 4-4 昭和 46 年 5 月 17 日に行われた井川条約局長と在京米大シュミツツとのやりとりの際のメモ

文書 4-5 昭和 46 年 6 月 2 日付け愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との会談記録

文書 4-6 昭和 46 年 6 月 5 日付け吉野アメリカ局長、井川条約局長とスナイダー在京

米大公使の会談概要))

文書 4-7 昭和 46 年 6 月 9 日付け大臣発在米大使あて電報(同日の井川条約局長とスナイダー在京米大公使との会談(於東京)の記録電報)及びその別電

文書 4-8 昭和 46 年 6 月 9 日付け在フランス大使発大臣あて電報(同日の愛知外務大臣とロジャース米國務長官との会談(於パリ)の記録電報)

文書 4-9 昭和 47 年 4 月 12 日付け栗山条約課長作成のメモ:「外務委員会秘密理事会に提示の外務大臣書簡案の経緯と内容について」